

青森県障がい福祉サービス実施計画 (第8期計画)の策定方針等について

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

青森県障がい福祉サービス実施計画 (第8期計画)の概要

青森県障がい福祉サービス実施計画（第8期計画）の概要

1 策定根拠

【基本指針】 障害者総合支援法第87条第1項

- ・ 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的に国が作成
- ・ 都道府県及び市町村は、基本指針に即し「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定（1期3か年を基本、柔軟に設定可能）

【都道府県 障がい福祉計画】 障害者総合支援法第89条第1項

〔計画に定める事項〕

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

【都道府県 障がい児福祉計画】 児童福祉法第33条の22第1項

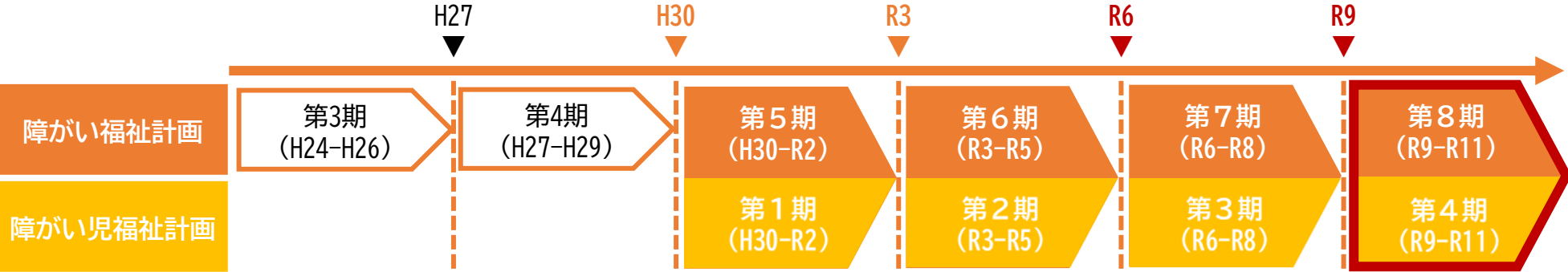
〔計画に定める事項〕

- ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ・ 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

障がい福祉計画と障がい児福祉計画は一体のものとして作成可能 ⇒ 本県では「青森県障がい福祉サービス実施計画」として一体的に作成

2 策定方法・策定期間等

- ・ 令和6年度から令和8年度を計画期間とする現行計画（第7期）の計画期間が満了することから、令和8年度中に次期計画を策定。
- ・ 策定に当たっては、令和9年度から11年度を計画期間とし、第8期障がい福祉計画と第4期障がい児福祉計画を一体で策定。



青森県障がい福祉サービス実施計画（第8期計画）の概要

3 障がい者計画と障がい福祉計画の関係

障がい者計画		障がい福祉計画	
[根拠法令] 障害者基本法第11条第2項 [位置付け] 障害者基本計画を基本として、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画		[根拠法令] 障害者総合支援法第89条第1項 [位置付け] 障がい者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付け ※法律では「障害福祉計画」となっているが、「障がい者計画」と混同しないよう、本県では「障がい福祉サービス実施計画」としている。	
※障がい者計画の見直しは第2回協議会（9月開催）で検討するため、現行の第4次計画の記載としています。			
第4次青森県障がい者計画 [R5～R8]		青森県障がい福祉サービス実施計画	
施 策 の 柱	1 障がい・障がい者への理解の促進と共生	2 生活支援の充実	[生活支援の充実] に掲げる障害福祉サービス、 地域生活支援事業等の実施計画
	3 生活環境の充実	4 保健・医療の充実	
	5 教育の充実	6 雇用・就業の促進	
	7 情報バリアフリー化と多様な他者とのコミュニケーションの推進	8 スポーツ・文化・芸術活動への参加促進	

障がい者計画	国	障害者基本計画 (H5-H14)		第2次計画 (H15-24)		第3次計画 (H25-29)		第4次計画 (H30-R4)		第5次計画 (R5-9)		
	県	障害者対策に関する新青森県長期行動計画 (H5-14)		新青森県障がい者計画 (H15-24)		第2次計画 (H25-H29)		第3次計画 (H30-R4)		第4次計画 (R5-8) ※		第5次 (R9-11)
障がい福祉計画	国			指針告示	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正	指針改正
	県			第1期 (H18-20)	第2期 (H21-23)	第3期 (H24-26)	第4期 (H27-29)	第5期 (H30-R2)	第6期 (R3-5)	第7期 (R6-8)	第8期 (R9-11)	

※第4次障がい者計画は、障がい福祉サービス計画の計画期間との整合を図るため、令和5年度から8年度までの4年間としており、
第5次障がい者計画及び障がい福祉サービス実施計画（第8期）を一体的に策定する。

青森県障がい福祉サービス実施計画 (第8期計画)の構成案

2 青森県障がい福祉サービス実施計画（第8期）の構成案

現行の第7期計画の構成を継承しつつ、国の基本指針で新たに示された項目を盛り込むことを基本とする。
また、第5次青森県障がい者計画（＝「本体計画」）との同時改定のため、『はじめに』等の共通部分は本体計画にまとめて記載する。

構 成 案	変更点等
I はじめに - 趣旨 - 基本的理念と基本目標 - 計画の性格と位置付け - 設定期間 - 圏域の設定 - 他計画との関係 - 策定後の調査、分析及び評価	・ 本体計画にまとめて記載する。 ・ 趣旨、基本目標について、国指針の記載に準じるほか、成果目標や施策との関連付けを踏まえて記載内容を修正する。
II 障がい保健福祉の現状と課題 - 障がい者手帳所持者の状況 - 精神障がい者の入退院の状況 - 障害者総合支援法・児童福祉法における障害福祉サービス等の体系 - 障害福祉サービス事業所の指定の状況 - 第7期計画の障害福祉サービス等の進捗状況 - 障がい者の雇用・就業の状況 - 特別支援教育の状況 - 医療的ケア児に対する支援の状況 - 発達障がい者等に対する支援 - 第7期計画における本県の障がい福祉に関する課題	・ 現行計画の構成を維持 ・ 本体計画と重複するものはまとめて記載する。

2 青森県障がい福祉サービス実施計画（第8期）の構成案

現行の第7期計画の構成を継承しつつ、国の基本指針で新たに示された項目を盛り込むことを基本とする。

構 成 案	内容・変更点等
Ⅲ 成果目標と推進方策	
1 計画の全体イメージ	・ 現行計画の構成を維持
2 地域生活支援の充実	・ 国指針の記載変更に合わせて修正
3 福祉施設の入所者の地域生活への移行	・ 国指針で新設された「障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」を7として追加（V-1から移動）
4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 各成果目標の目標値について、国指針の新規項目を追加
5 福祉施設から一般就労への移行等	
6 障がい児支援の提供体制の整備等	
7 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	
8 障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進	
Ⅳ 成果目標達成のための活動指標	
1 指定障害福祉サービス等の見込量	・ 現行計画の構成を維持
2 指定障害者支援施設等の必要入所定員総数	・ サービス見込量は、各市町村の見込を積み上げるほか、県全体の事業所数等を踏まえて設定
3 福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援事業の工賃	・ 国指針における活動指標の項目追加を反映
4 医療的ケア児等の支援のためのコーディネーターの配置	・ 国指針に従い「6 高次脳機能障がい者に対する支援」を新設
5 発達障がい者等に対する支援	・ 国指針で新設された「障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上」を8として追加
6 高次脳機能障がい者に対する支援	
7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
8 障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	
9 障害福祉サービス等の質の向上につながる取組の推進	

2 青森県障がい福祉サービス実施計画（第8期）の構成案

現行の第7期計画の構成を継承しつつ、国の基本指針で新たに示された項目を盛り込むことを基本とする。

構 成 案	内容・変更点等
V 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備と人材の養成	・ 現行計画の構成を 基本的に維持 ・ 1 に含まれていた「障がい福祉人材の確保・定着」は国指針改正に伴い、Ⅲ－7へ移動し項目を新設 ・ 本体計画と重複するものはまとめて記載する。
VI 地域生活支援事業等	・ 現行計画の構成を維持
VII 教育行政・雇用行政等における障がい者の就労に向けた支援	・ 現行計画の構成を 基本的に維持 ・ 本体計画と重複するものはまとめて記載する。
1 良質で健全な指定障害福祉サービス事業者等による支援体制の整備	
2 相談支援の提供体制の確保	
3 サービス提供に係る人材の養成及び資質向上	
4 障がい者の生活を支援する人材の育成	
5 障がい者虐待防止のための職員の資質向上	
1 市町村が実施する地域生活支援事業等	
2 県が実施する地域生活支援事業等	
3 各事業の見込量の確保のための方策	
1 教育行政における支援	
2 雇用行政における支援	
3 農業行政における支援	
4 福祉行政における支援	